

B 景観形成基準措置状況説明書

一般地区	開発行為
届出対象規模	開発区域の面積 > 1,000㎡
景 観 形 成 基 準	
○開発区域内に、歴史的な建造物や残すべき自然などがある場合は、それらをいかした計画とする。	
<p>上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。</p> <p>記入欄</p>	
○大幅な地形の変更を避けるとともに、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。	
<p>上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。</p> <p>記入欄</p>	
○擁壁や法面は、緑化等を行うことにより、圧迫感の軽減を図る。	
<p>上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。</p> <p>記入欄</p>	
開発区域の面積 > 400,000㎡ の場合は以下の景観形成基準を加える。	
○事業地内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連付けた土地利用計画とする。	
<p>上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。</p> <p>記入欄</p>	

○開発区域内の全体的な計画を踏まえ、個別の計画もまとまりのあるものとする。

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。

記入欄

○区画割によって不整形な土地が生じる場合には、積極的に緑地や広場などとして活用する。

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。

記入欄

○電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置するなどの工夫をする。

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。

記入欄